

2 入居するときは

■入居はいつまでに

入居可能日から、10日以内に入居してください。特別な事情のある場合は、公社等へご相談ください。

■入居する前に住宅点検を

必ず住宅を点検してください。補修を要する箇所がありましたら、入居の前に公社等へ申し出てください。

入居後に「初めから破損していた。」と申し出られても判断しかねますので、よく点検するようにしましょう。



なお、定期募集する住戸は新築ではありません。あくまで現況の状態での入居になりますので、あらかじめご了承ください。

■引越しの際は

引越しの際、車の乗り入れにより、フェンスや側溝、駐車場出入りゲートなどの施設を破損しないようにしましょう。万一、破損したときは、自己負担で修理していただきます。

また、引越しの際に発生したダンボール箱、その他ゴミ類は、市町のルールに従って処理しましょう。



■電気・ガス・水道の申込み

電気・ガス・水道は入居する前に、各営業所へ使用の申込み手続きをしてください。

なお、ガスの開栓は、ガス会社の立会いが必要です。



■電話の申込み

電話の移転または新設については、各電話会社にお問い合わせください。

■引越ししたら名札の表示を

玄関の表札、郵便受けの名札を必ず表示するようにしましょう。

■転入届の提出を忘れずに

入居後すみやかに、市町役場に転入届を提出し、14日以内に公社等に住民票を提出しましょう。

また、学校への転校届は、早めに現在通学している学校に届けましょう。

